

## 第1回医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 次第

日時：平成26年(2014年)5月29日(木)  
午後1時30分から3時30分まで  
場所：滋賀県庁本館3C会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長の選任
- 5 研究会議設置要綱・公開方針
- 6 議題
  - (1) 昨年度研究会議中間まとめについて
  - (2) 実証研究の進め方について
  - (3) 今年度の研究会議の進め方について
- 7 閉会

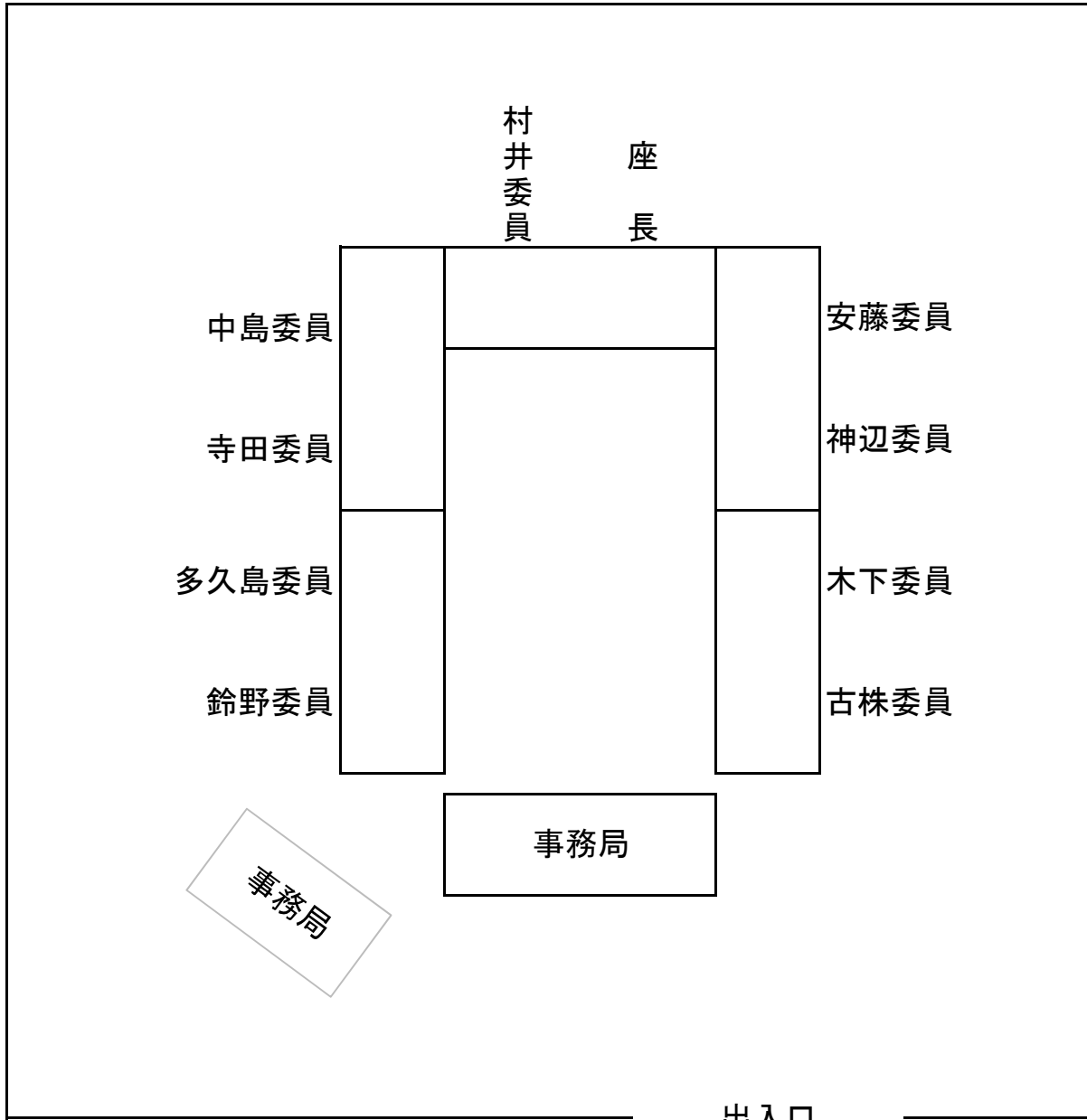
医療的ケア児童生徒通学支援研究会議メンバー表

氏名	所属	職
安藤 宗久	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長
大橋 太	滋賀県町村教育長会 (甲良町教育委員会学校教育課)	課長
神辺 功	滋賀県町村会 (豊郷町保健福祉課)	課長
木下 康幸	県立甲良養護学校	学校長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	准教授
鈴野 崇	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーションちょこれーと)	所長
寺田 仁美	滋賀県市長会 (守山市健康福祉部障害福祉課)	課長
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
西谷 淳	滋賀県都市教育長会 (甲賀市教育委員会学校教育課)	参事
村井 龍治	龍谷大学社会学部	教授

アイウエオ順（敬称略）

# 第1回 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 座席表

平成26年5月29日 県庁本館3C会議室



## 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱

### (設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
  - (1) 要医療的ケア児童生徒の通学支援に関すること
  - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる実証研究に関すること
  - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

### (構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 医療関係者
  - (3) 福祉関係者
  - (4) 関係行政職員
  - (5) 学校関係者
  - (6) その他適当と思われる者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成27年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 研究会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

### (会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

# 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 公開方針

## 第1 趣旨

この方針は、医療的ケア通学支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

## 第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

## 第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

# 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議の中間まとめ

平成25年11月

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議

## 目 次

### 1 はじめに

- ( 1 ) 研究を始めるにあたって . . . . . 1
- ( 2 ) 研究会議の設置について . . . . . 2
- ( 3 ) 研究の経過 . . . . . 2

### 2 現状と課題

- ( 1 ) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について . . . . . 4
- ( 2 ) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について . . . . . 5
- ( 3 ) 課題の整理と検討 . . . . . 7

保護者の声を踏まえて

保護者の負担軽減のために

ア) 看護師の確保について

イ) 送迎車両の確保について

ウ) 安全面の確保について

エ) 既存制度の活用について

### 3 今後に向けて

- ( 1 ) 医療分野での対応 . . . . . 1 1
- ( 2 ) 教育分野での対応 . . . . . 1 1
- ( 3 ) 福祉分野での対応 . . . . . 1 2
- ( 4 ) その他 . . . . . 1 2
- ( 5 ) 具体の取組の方向性 . . . . . 1 2

# 1 はじめに

## (1) 研究を始めるにあたって

これまで、県立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への教育対応については、学校に通学しての教育のほかに、病院や重症心身障害児施設に併置する校舎での教育、また、重度の障害やその他の理由により通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育により進められてきた。

平成25年5月1日現在、本県の知肢併置の特別支援学校(以下、「知肢特別支援学校」という。)に通学する児童生徒のうち、医療的ケアを必要とする児童生徒は102名であり、このうちスクールバスを利用する者が50名、往復とも保護者の送迎により通学する者が52名となっている。

スクールバスについては、従来、児童生徒の通学の利便性を図ることを目途に県教育委員会により配備が進められてきたが、医療的ケアを必要とする児童生徒については、スクールバス車内での医療的ケアの実施に安全性が担保できない等の課題があることから、保護者の送迎による対応とされてきた経緯がある。

平成24年度に、医療的ケアを必要とする児童・生徒を送迎している保護者に対し、学校と県教育委員会の担当者による聞き取り調査が行われ、保護者からは、「体調不良時に送迎を代わってほしい」「毎日の通学でなくてもよい。朝ではなく、帰りや週一回ないし月一回でもお願いしたい」などの意見が寄せられている。

こうしたことから、保護者の負担軽減に向け、県教育委員会ならびに関係者・関係機関が連携しながら、それぞれの立場で何ができるかを調査・研究することとしたものである。



## ( 2 ) 研究会議の設置について

研究会議は、医療関係者、県や市の福祉行政担当者と教育行政担当者および県立特別支援学校職員を構成メンバーとしている。

〔研究会議メンバー表〕

( 敬称略 )

区分	氏名	所属	職
医療	口分田政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
福祉	寺田 仁美	守山市健康福祉部障害福祉課	課長
教育	杉本 義明	長浜市教育委員会事務局教育指導課	課長
福祉	田中 一秀	県健康福祉部障害福祉課	主幹
教育	安藤 宗久	県教育委員会事務局学校支援課特別支援教育室	室長
学校	木下 康幸	県立草津養護学校	校長

## ( 3 ) 研究の経過

### 第 1 回研究会議 ( 平成 2 5 年 5 月 2 4 日 )

( 概要 ) 平成 2 4 年度に行った保護者からの聞き取り調査の結果をもとに、保護者の送迎の状況や通学の実態を整理し、課題の把握を行った。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に係る他府県の状況や県内移動支援事業所の状況などの情報をもとに委員それぞれの立場から意見交換を行った。

### 学校視察 ( 平成 2 5 年 7 月 1 1 日、1 2 日 )

( 概要 ) 県立特別支援学校 2 校 ( 長浜養護学校・野洲養護学校 ) において、医療的ケアを必要とする児童生徒の登校の様子や学習場面を委員が視察した。視察では、対象となる児童生徒個々により必要とされる医療的ケアの内容が異なること、また日々体調も違うことなど、あらためて、児童生徒一人ひとりの状態が様々であることを委員それぞれが直接確認した。

## 第2回研究会議（平成25年9月13日）

（概要）学校視察の報告を行うとともに、保護者送迎の様子をあらためてDVDで視聴した。また、各委員がそれぞれの立場から、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援について、「できること」・「できないこと」を具体的に出し合いながら、現状の把握や課題の整理に向けて意見交換を行った。

## 第3回研究会議（平成25年10月18日）

（概要）中間報告の取りまとめに向けて意見交換を行った。スクールバス利用や現行の制度等について意見交換し、既存の仕組みを活用していくことや、こういった仕組みが可能なかを考えていくこととした。

## 第4回研究会議（平成25年11月25日）

（概要）今後に向けて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要であり、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましいとの中間報告を取りまとめた。

## 2 現状と課題

### (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について

昭和54年に養護学校が義務制化されるまでは、学齢児童生徒で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に掲げる事由（病弱、発育不完全その他やむを得ない事由）があるときは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第34条の規定により、就学義務が猶予または免除されることがあり、多くの場合に障害の重い児童生徒についてはこのような措置がとられていた。

義務制化以降は、本県を含め全国で、小学部、中学部において通学が困難な児童生徒に対する訪問教育が始められ、後に高等部まで拡大された。医療的ケアが必要である児童生徒についても、この訪問教育の対象とされていた。

なお、保護者等が学校に送迎し、また、学校にいる間も保護者が付き添って医療的ケアを行う場合には、学校で学ぶことが可能であった。

その後、保護者による訪問看護の制度の活用が図られ、保護者の付き添いに代わって保護者が依頼した訪問看護師による校内での医療的ケアが実施されるようになった。

また、平成17年度からは、県教育委員会により、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する県立特別支援学校に看護師が配置され、学校看護師による医療的ケアが始められた。

## ( 2 ) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について

通学の状況では、平成25年5月1日現在、知肢特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、往復ともに毎日保護者が送迎している児童生徒数は52名であり、その他通学時に医療的ケアを必要としない児童生徒は往復どちらかのみ利用も含めスクールバスによる通学が可能となっている。

児童生徒の通学については、「通学保障」という言葉が用いられることがあるが、法令等に特段の定めもなく、全国の特別支援学校には、通学用のスクールバスが配備されていないところもあるなど、通学への対応は全国様々である。

本県では、これまで通学の利便性を図ることを目途に、知肢特別支援学校にスクールバスが配備されてきたところである。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用の全国状況として、都道府県立の特別支援学校では、通学時に吸引等の医療的ケアを必要とする児童生徒が乗車しているケースは見当たらないが、例えば、兵庫県川西市の市立川西養護学校では対象となる児童一名に対して、学校が依頼する介護タクシーに看護師を同乗させるといった通学支援を行っている例があった。

本県では、通学時に医療的ケアを必要としない場合において、学校長の判断によりスクールバス利用が認められてきたが、通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒については、次の理由から保護者による送迎とされてきた。

走行中の医療的ケアは、処置の危険性が高いためバスを停車させる必要があるが、緊急停車は周辺の交通安全上の危険があり、また、駐車できる場所までの移動にも一定の時間を要することから、必要なケアを即時にできず医療事故につながるおそれがあること。

スクールバスは、多くの児童生徒が利用することから定時運行を前提としているが、医療的ケアを実施するための頻回な停車は、その定時運行に支障をきたし、他の児童生徒にとって受忍限度を超えるなど身体的・精神的負担につながること。

医療的ケアを必要とする児童生徒個々により、医療的ケアを必要とする回数や必要となる時間帯が異なり、あらかじめスクールバスの運行計画に医療的ケアの時間を組み込んでおくことは難しく、定時運行を行うスクールバスでは、医療的ケアを必要とする児童生徒が適切に処置を受け、安全に通学することは難しいこと。

多くの児童生徒が乗車しているスクールバスに同乗することで、重度の障害のある児童生徒にとっては、感染症の罹患が心配されること。

万一医療事故が起きた場合は、刑事上（業務上過失）の責任が問われることになり、仮に保護者からの責を問わない旨の誓約書等が提出されていても、免責されるものではないこと。

なお、小型のバスにより、療育施設へ送迎を行っている事例も報告されたが、スクールバスとして、定時運行を前提に児童生徒が集団で乗車した車両を運行する場合には、安全面や運行面でのリスクは変わらないと考えられる。

また、県教育委員会がこれまで行ってきたスクールバスによる通学支援においては、スクールバスの幹線路運行による安全性の確保、定時運行による利便性の確保、大型車の運行による効率化などにより、利用料の徴収を行わない中での持続可能なサービスとして運行されてきた経緯がある。

< 県立特別支援学校における医療的ケア児童生徒の状況 >  
(H25.5.1 現在)

医療的ケアを必要とする児童生徒数	… 126 名
うち、通学生	… 104 名
入院・施設入所	… 14 名
訪問教育対応	… 8 名
通学生 104 人のうち、 知肢特別支援学校通学生	… 102 名
うち、往復とも保護者による送迎対象者	… 52 名
スクールバス利用対象者	… 50 名

< 全国における通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒の通学手段の状況 >  
(H25.8 月調べ)

スクールバス	… 0 県
保護者送迎	… 38 県
福祉サービス、市町村による送迎等	… 7 県 (併用有り)

### ( 3 ) 課題の整理と検討

#### 保護者の声を踏まえて

平成 24 年度に県教育委員会が実施した医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者からの聞き取り調査の結果の主なものは、以下のとおりであった。

- ・ 保護者の体調不良時等に、送迎を代わってもらいたい。
- ・ 毎日でなくてもよい。週 1 回、月 1 回でも送迎をお願いしたい。
- ・ 朝は保護者が送り、先生方に子どもの様子を直接伝える必要があることからスクールバスに乗るのは下校時がよい。
- ・ スクールバスに乗ることで本人の経験の幅が広がるので、バスに乗せてやりたい。
- ・ スクールバスは、保護者送迎より乗車時間が長くなること、感染症の危険があり不安なこと、定時運行の時間に登校時間を合わせる事が難しく、スクールバスの利用は難しい。

保護者の要望としては、他の子どもと一緒にスクールバスで通学させたいという声がある一方、現行のスクールバスでは看護師が添乗していても通学手段として利用するのは難しいといった声であった。

医療的ケアを必要とする児童生徒の障害の程度や状況、家庭の状況などが様々であり、送迎に対する保護者のニーズや思いが異なることから、ひとつの手立てによって、すべての保護者に対して負担が軽減できるということを示すことは難しいが、多くの声として、日常的な介助や夜間を含めた医療的ケアの実施に加えて日々の通学の送迎も担っていることから、身体的疲労や精神的負担が大きく、送迎に関して何らかの負担軽減を求める声が寄せられている。

研究会議においては、こうした保護者の送迎負担の軽減を目途に、そのための方法を見いだせないか、次のとおり4つの観点から課題を整理した。

< 保護者の負担軽減のために >

ひと	・・・	看護師
くるま	・・・	車椅子対応送迎車両
安心・安全	・・・	事故防止
おかね	・・・	費用負担

保護者の負担軽減のために

ア) 看護師の確保について

看護師の確保については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

訪問看護ステーション等の看護師に通学の送迎を依頼する場合にあっては、訪問看護の制度の利用ができず、別契約が必要になること。

県立特別支援学校に配置されている看護師の場合、県立特別支援学校での医療的ケア業務との調整が必要になること。

移動支援事業では、事業所へのアンケートから、複数での回答のうち「外部より看護師等の派遣があれば可能」という回答が最も多かったこと。

実際に看護師が派遣される場合には、誰がどのような形で看護師を確保し、派遣するのか、また実施する医療的ケアの直接の指示責任者は誰かなどを整理する必要があること。

【医療的ケア児童の移動支援事業にかかる調査回答】		回答：63事業所 (第1回研究会議資料より抜粋)	
問	医療的ケアの必要な児童を車で送迎することは可能か	問	条件により可能な場合、可能にするための条件は何か (複数回答)
(回答)	可能・・・ 3 条件により可能・・・ 25 不可能・・・ 35	(回答)	看護師等の派遣があれば可能・・・ 19 報酬が高くなれば可能・・・ 11 車両の提供があれば可能・・・ 5

## イ) 送迎車両の確保について

送迎車両の確保については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

### スクールバス

スクールバスについては、「2 現状と課題」で述べたとおり、現行の大型車または中型車では、安全面の確保や他の児童生徒への影響などからこれを利用することは困難であり、また、小型のバスであっても安全面等での懸念が残る。

個別の対応として小型車両を利用する場合は、新たに車両を配備する必要があり、現行の大型車等による対応と比べ、かなり非効率となるほか、スクールバスを利用できない他の児童生徒との公平性を担保することができない。

県立特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が何らかの障害を有することから、現在スクールバスを利用している児童生徒が個別対応を求めることにもつながることが予想され、「個に応じた」対応とすることは、過度の財政負担を生じさせかねない状況がある。

### 介護タクシー

介護タクシーの利用は可能であるが、現行では、保護者の一回あたりの費用負担が大きくなる。

### 移動支援事業

市町から移動支援事業を委託されている事業所では、すでに利用者の移送用に車両を保有している事業所があり、利用者個々への対応が可能と考えられるが、看護師の確保が課題となっている。実際の運用にあたっては、移動支援事業の実施主体である市町との連携が必要である。

【参考】小型車両により、通学支援を行う場合の必要経費（個別対応による最大経費(52人)）  
<試算>

357,386 千円 / 年度 （1人あたり 6,873 千円 / 年度）

（内訳） 車両運行委託費 286,000 千円

看護師報酬等 71,386 千円

但し、初年度は車両整備費として 171,600 千円が必要

初年度（合計） 528,986 千円 （1人あたり 10,173 千円）



#### ウ) 安全面の確保について

安全面の確保については、体調が急変したときなど、緊急時に対応しなければならないことが想定できるため、あらかじめ医師や保護者等から緊急時の指示を受けておくことが何よりも重要である。

また、リスクを少しでも低減するために、緊急に主治医以外の医療機関に搬送する場合に備えて、通学途上の医療機関をあらかじめ受診し、連携しておくことが必要である。

#### エ) 既存制度の活用について

既存制度の活用については、次の観点を踏まえた検討が必要である。

県立特別支援学校の通学に関しては、国による就学奨励費による通学費の扶助制度があるが、この制度による就学奨励費は「最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額」が対象であり、現状では自家用車による送迎の際のガソリン代や公共交通機関利用の場合の定期代等が対象とされるなどの制限がある。

移動支援事業の活用については、制度上、通学を目的とした利用も可能ではあるものの、学校への通学のような継続的な利用については、これまで多くの市町で対象とされてこなかった。

また、移動支援事業の活用にあたっては、現状では国庫からの補助が満額支給されていないなどの現状もあり、実施主体である市町の判断が必要となる。

訪問看護の制度については、居宅以外への看護師の派遣が、健康保険法に抵触するおそれがあるため、制度の活用はできない。

### 3 今後に向けて

医療的ケアを必要とする児童生徒は、一人ひとり障害の程度や必要とする医療的なケアの内容、また、家庭の状況などが様々であることから、ひとつの手立てによって、すべての保護者に対して負担が軽減できるということを示すことは難しい状況ではあるが、研究会議では、保護者の負担の軽減を少しでも図れないかということ念頭に、医療、教育、福祉の分野から、既存の制度をはじめ様々な可能性について意見交換を深めてきた。

しかしながら、いくつかの課題が残されており、今後に向けて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要であり、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましい。

#### (1) 医療分野での対応

安全面の確保に向けては、日常の学校生活と同じく、緊急時を想定した対策を講じておくことが重要である。特に、通学時は学校生活と違って、養護教諭や担任等によるこれまでの経験を踏まえた対応ができず、移動する車中から救急搬送の対応が必要になる。このためそうした場合にも対応できるよう、あらかじめ協力を依頼できる医療機関を増やしていくことについての検討も必要である。

そのため、地域医師会等への協力要請のもと、緊急対応ネットワークを構築するなどの対策についての検討を行うとともに、緊急時に搬送先となる可能性のある医療機関との円滑な連携を進めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒があらかじめ受診し、万一の場合にも適切な処置を受けられる環境を作っておくことも大切である。

#### (2) 教育分野での対応

研究会議の中において、通学時に医療的ケアを行う看護師の確保については、日頃から児童生徒の状況を把握し、対象となる児童生徒一人ひとりに応じた処置に通じている学校看護師の活用が最もふさわしいのではないかと意見があった。

このため、県立特別支援学校に配置されている学校看護師の活用の可能性について検討するとともに、医療との連携や、派遣される看護師との情報共有ならびに安全面の確保に向けた手立てについても検討が望まれる。

### ( 3 ) 福祉分野での対応

既存の制度を活用するといった点からは、研究会議の中において、看護師の確保の課題があるが、移動支援事業の活用が対応策の一つとして挙げられた。

移動支援事業の実施主体は市町であるため、県と市町との十分な意思疎通、連絡調整が望まれる。また、事業費の補助割れが起きている現状があり、事業者である市町からは事業主体になることの懸念が示されていることから、具体的な費用負担の内容など、国庫補助の現状等を踏まえ、何らかの手立てが講じられる必要がある。

### ( 4 ) その他

介護タクシー（車椅子が利用できるタクシー）の利用についても、何らかの手立てがあれば利用できるのではないかとの意見が出された。

保護者の負担を少しでも軽減するための手立てを研究するにあたっては、国、県、市町、保護者がそれぞれ応分の負担をするということを基本として考えるとの意見が出された。

### ( 5 ) 具体の取組の方向性

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康状態は、個々により大きく異なり、日々の変化にも十分な観察と対応が必要である。このようなことから、これらの児童生徒の送迎にあっても個々に応じたより丁寧な対応が求められる。

市町、事業所等との連携協力など運用面を含めて、今後、解決すべき課題が多くあることや、また、安全な送迎のためにこうした課題を具体的に解決していく必要があることなどから、実証研究として具体的に研究していくことが必要である。

実証研究にあたっては、医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を担う保護者の負担が少しでも軽減されるよう、今ある制度を十分に活用することを基本として考える。

安全面の確保については、医師会等への協力依頼など医療機関との連携を十分に図るとともに、実証研究における研究会議を通して、安全面のより一層の向上に努めていく必要がある。

また、看護師の確保については、県立特別支援学校の学校看護師や訪問看護ステーションの看護師のほか、看護協会などの関係団体との意見交換を行い、研修の実施など、より一層安全な実施に向けた手立てを講じていく必要がある。

以上の点を踏まえた上で、既存制度の枠組を活用し、保護者の負担を軽減する仕組みを組み立て、検証・評価する実証研究を行い、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましい。

# 医療的ケア通学支援研究会議 中間まとめ (骨子)

## 1 はじめに

(1) 研究をはじめに  
◇通学中に医療的ケアが必要な児童生徒にあっては、安全上の課題などから保護者送迎としてきたが、保護者の負担軽減を求める声がある。

◇こうした保護者の負担軽減に向けて、関係者・関係機関が連携しながらそれぞれの立場で何ができるか調査研究する。

### (2) 研究会議の設置について

◇研究会議メンバー構成

### (3) 研究の経過

◇第1回研究会議(5/24)の概要

◇学校視察(7/11,12)の概要

◇第2回研究会議(9/13)の概要

◇第3回研究会議(10/18)の概要

→ 今ある既存の仕組みを活用していくことや、その中で、どういった制度設計が可能かを考えていく。

◇第4回研究会議(11/25)の概要

→ 中間報告取りまとめ

→ 今後に向けて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要。引き続き、保護者の負担が少しでも軽減できる方策を探ることが望ましい。

県立特別支援学校における医療的ケア児童生徒の状況 (H25.5.1現在)

医療的ケアを必要とする児童生徒数 … 126名  
うち、通学生 … 104名  
入院・施設入所 … 14名  
訪問教育対応 … 8名

通学生 104人のうち、  
知肢特別支援学校通学生 … 102名  
うち往復とも保護者による送迎対象者 … 52名  
スクールバス利用対象者 … 50名

## 2 現状と課題

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について  
◇医療的ケアが必要な児童生徒へのこれまでの教育対応として、就学の「猶予」・「免除」から養護学校義務制化にともなう「訪問教育」での対応へと至る経過  
◇保護者が契約した訪問看護による学校への看護師派遣から、県教委による看護師配置(H17)までの経緯

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について  
◇通学の現状  
◇「通学保障」は、法令等に定めがなく、全国的にも考え方は様々。本県では、通学の利便性を図ることを目途に配備してきた。  
◇通学時に医療的ケアを必要としない児童生徒はスクールバスを利用し、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒は保護者送迎としてきた。

◇保護者送迎としている理由について  
①安全上の課題 … 医療的ケア処置のためにバスを路上に緊急停車することや、必要な医療的ケアを即時にできないことから医療事故につながるおそれがあること。  
②同乗する児童生徒への影響 … 定時運行に支障をきたすことにより、同乗する他の児童生徒の身体的・精神的負担が懸念されること。  
③本人への支障 … 医療的ケアが必要とする回数や時間帯が異なり、定時運行のバスでは必要な医療的ケアを十分にできないことによる本人の健康安全面への影響が懸念されること。  
④感染症罹患のリスクの問題 … 感染症の罹患が心配されること。  
⑤責任問題 … 万一の医療事故時の刑事上(業務上過失等)の責任が問われること。  
\*こうしたリスクは、小型のバスであっても変わらないこと

(3) 課題の整理と検討  
◇障害の程度や状況、家庭の状況などが様々であり、送迎に対する保護者のニーズや思いが異なり、一つの手立てによってすべての保護者に対して負担軽減を示すのは難しい。

◇保護者の負担軽減のために ～ 4つの観点から課題整理 ～  
ア) 看護師の確保について  
・訪問看護ステーション等の看護師を依頼する場合、別の契約が必要  
・特別支援学校看護師の場合は、学校業務との調整が必要  
・多くの移動支援事業所は、外部から看護師派遣があれば送迎が可能としている  
・看護師の派遣の方法や、医療的ケアの直接の指示責任者など整理することが必要  
イ) 送迎車両の確保  
・スクールバスは安全面等に課題があり、介護タクシーは保護者の費用負担が大きい  
・車両を保有する移動支援事業所はあるが、看護師の確保や市町との連携が課題  
ウ) 安全面の確保  
・あらかじめ、医師や保護者等からの緊急時の指示を受けておくことが必要  
・あらかじめ、通学途上の医療機関と連携しておくことが必要  
エ) 既存制度の活用  
・就学奨励費は、対象に制限がある  
・移動支援事業は、制度上において活用は可能だが、実施主体の市町の判断が必要  
・訪問看護の制度の活用はできない

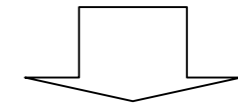
## 3 今後に向けて

(1) 医療分野での対応  
◇安全確保に向けて、緊急時を想定した対策を講じるため、通学ルート上の医療機関との連携の検討  
◇地域の医師会等への協力要請と緊急対応ネットワーク構築の検討

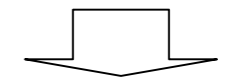
(2) 教育分野での対応  
◇学校看護師の活用可能性についての検討  
◇医療との連携や安全面の確保に向けた手立ての検討

(3) 福祉分野での対応  
◇移動支援事業の実施主体である市町との意思疎通や連絡調整、具体的な費用負担など何らかの手立ての検討

(4) その他  
◇介護タクシー(車椅子が利用できるタクシー)の利用の可能性  
◇国・県・市町・保護者が応分負担することを基本として考える



(5) 具体の取組の方向性 ～実証研究の必要性～  
◇健康状態は個々により異なり、日々の変化にも十分な観察と対応が必要であり、送迎にあっても個々に応じた丁寧な対応が必要  
◇市町・事業所との連携協力など運用面での課題や、安全な送迎のための課題などを解決するため、実証研究として具体的に研究することが必要  
◇保護者の負担が少しでも軽減されるよう、既存制度を十分活用することを基本として考える  
◇安全面の確保に向けて、医師会等への協力依頼など医療機関との連携が必要  
◇看護師確保に向けて、特別支援学校や訪問看護ステーション、看護協会などの関係団体との意見交換や研修の実施など、より一層安全な実施に向けた手立てを講じていくことが必要



保護者負担を少しでも軽減するため、既存制度を活用した実証研究を行い、その方策を引き続き探ることが望ましい。

## 医療的ケア児童生徒通学支援研究事業

医療的ケアを必要とする児童生徒は、一人ひとり障害の程度や必要とする医療的なケアの内容、また、家庭の状況などが様々であることから、ひとつの手立てによって、すべての保護者に対して負担が軽減できることを示すのは難しい状況にある。このことを踏まえ、昨年度の研究会議では、保護者の負担の軽減を少しでも図れないかということ念頭に、医療、教育、福祉の分野から、既存の制度をはじめ様々な可能性について意見交換を深めてきた。

その結果、残された課題に対して、既存制度の枠組を活用した実証研究を取り入れつつさらなる研究が必要であるとの研究会議の方向性を踏まえ、次のステップとして既存制度を活用して保護者の負担を軽減する仕組みを組み立て、これを検証・評価する実証研究を行い、その上でどのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探っていくこととした。

### 1 医療的ケア児童生徒通学支援の実証研究について

昨年度の研究会議の中間まとめでは、既存制度の枠組を活用し、保護者の負担を軽減する仕組みを組み立て、検証・評価する実証研究を行い、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましいとの具体の取組の方向性が示された。

このことを受け、市町が行う移動支援事業の活用により、医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を行う方法について検証するため、実証研究を行うこととする。具体的には、移動支援事業所の車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する実証研究について、市町に委託する。

(委託内容)

- ・ 県立特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒にかかる送迎を実施する。
- ・ 送迎中の医療的ケアの頻度、実際に要した移動時間、移動ルート、保護者との連絡体制、その他安全な実施にかかる課題等を含め、実績を整理し報告する。

(期間) 6カ月間 全40回

(経費) 委託料(看護師費用、損害保険料、旅費、需用費等)

## 2 医療的ケア児童生徒通学支援の研究会議について

学校現場、関係部局、市町等からなる研究会議を開催し、実証研究の成果や課題について検証し、各市町などの意見も聴取しながら、保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か、取組の方向性を探るため研究を進める。

[構成メンバー] 学識経験者、医療関係者、福祉関係者、関係行政職員、学校関係者

全12名

[研究会議の内容（予定）]

- 第1回研究会議 : 「中間まとめ」について  
実証研究の進め方について  
今年度の研究会議の進め方について
- 第2回研究会議 : 実証研究実施上の課題整理とそれへの対応について  
保護者の負担軽減に向けた他の取組について
- 第3回研究会議 : 実証研究における成果と課題  
今後の方向性について
- 第4回研究会議 : まとめ

※必要に応じ、別途事業所等からの意見聴取を行う。